

令和5年2月山口県議会定例会議案

(予 算)

令和5年2月山口県議会定例会議案目次

議案第1号	令和5年度山口県一般会計予算	1
議案第2号	令和5年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	31
議案第3号	令和5年度中小企業近代化資金特別会計予算	35
議案第4号	令和5年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算	41
議案第5号	令和5年度林業・木材産業改善資金特別会計予算	45
議案第6号	令和5年度沿岸漁業改善資金特別会計予算	49
議案第7号	令和5年度当せん金付証券発売事業特別会計予算	53
議案第8号	令和5年度収入証紙特別会計予算	57
議案第9号	令和5年度土地取得事業特別会計予算	61
議案第10号	令和5年度公債管理特別会計予算	65
議案第11号	令和5年度港湾整備事業特別会計予算	71
議案第12号	令和5年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算	77
議案第13号	令和5年度就農支援資金特別会計予算	83
議案第14号	令和5年度国民健康保険特別会計予算	87
議案第15号	令和5年度産業団地整備事業特別会計予算	93
議案第16号	令和5年度電気事業会計予算	99
議案第17号	令和5年度工業用水道事業会計予算	103
議案第18号	令和5年度流域下水道事業会計予算	109

議案第1号

令和5年度山口県一般会計予算

令和5年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ794,013,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 県	税	200,789,941	
	1 県 民 税	51,666,693	
	2 事 業 税	42,182,252	
	3 地 方 消 費 税	70,711,000	
	4 不 動 産 取 得 税	2,550,098	
	5 県 た ば こ 税	1,478,000	
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	470,000	
	8 軽 油 引 取 税	12,973,160	
	9 自 動 車 税	18,557,738	
	10 鉱 区 税	10,000	
	16 狩 猟 税	11,000	
	17 産 業 廃 棄 物 税	180,000	

2 地方消費税清算金		66,700,000	
	1 地方消費税清算金	66,700,000	
3 地方譲与税		26,214,000	
	1 特別法人事業譲与税	23,437,000	
	2 地方揮発油譲与税	2,374,000	
	3 石油ガス譲与税	80,000	
	5 航空機燃料譲与税	28,000	
	9 自動車重量譲与税	190,000	
	10 森林環境譲与税	105,000	
4 地方特例交付金		895,000	
	1 地方特例交付金	895,000	
5 地方交付税		178,869,000	
	1 地方交付税	178,869,000	
6 交通安全対策特別交付金		317,000	
	1 交通安全対策特別交付金	317,000	

7 分担金及び負担金		3,265,363	
	1 分担金	169,529	
	2 負担金	3,095,834	
8 使用料及び手数料		8,536,779	
	1 使用料	6,755,071	
	2 手数料	1,781,708	
9 国庫支出金		124,313,696	
	1 国庫負担金	38,805,807	
	2 国庫補助金	83,748,923	
	3 委託金	1,758,966	
10 財産収入		758,254	
	1 財産運用収入	300,882	
	2 財産売払収入	457,372	
11 寄付金		232,134	
	1 寄付金	232,134	

12 繰入金		36,034,389	
	1 特別会計繰入金	4,864,852	
	2 基金繰入金	31,169,537	
14 諸収入		104,735,716	
	1 貸付金元利収入	98,481,653	
	2 受託事業収入	706,573	
	3 延滞金、加算金及び過料等	144,793	
	4 預金利息	82	
	6 雑収入	5,402,615	
15 県債		42,352,000	
	1 県債	42,352,000	
歳入合計		794,013,272	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		1,444,920	
	1 議 会 費	1,444,920	
2 総 務 費		38,652,345	
	1 総 務 管 理 費	18,888,183	
	2 企 画 調 整 費	9,042,206	
	3 徴 税 費	6,191,805	
	4 市 町 村 振 興 費	1,251,956	
	5 選 挙 費	1,047,613	
	6 防 災 費	1,451,151	
	7 統 計 調 査 費	467,749	
	8 人 事 委 員 会 費	132,002	
	9 監 査 委 員 費	179,680	
3 民 生 費		102,883,096	

	1 社会福祉費	79,428,366	
	4 児童福祉費	22,478,246	
	7 生活保護費	975,374	
	8 災害救助費	1,110	
4 衛生費		66,930,597	
	1 公衆衛生費	50,435,102	
	4 環境衛生費	2,866,721	
	7 保健所費	2,861,438	
	8 医薬費	8,692,580	
	10 病院費	2,074,756	
5 労働費		2,503,190	
	1 労政費	432,716	
	2 職業能力開発費	1,490,636	
	3 失業対策費	479,689	
	4 労働委員会費	100,149	

6 農 林 水 産 業 費		34,450,017	
1 農 業 費		11,146,113	
2 畜 産 業 費		468,008	
3 農 地 費		11,297,094	
4 林 業 費		6,628,650	
5 水 産 業 費		4,910,152	
7 商 工 費		111,190,635	
1 商 業 費		4,863,507	
2 工 鉱 業 費		105,322,038	
3 観 光 費		1,005,090	
8 土 木 費		68,897,392	
1 管 理 費		6,779,862	
2 道 路 橋 り よ う 費		29,964,835	
3 河 川 海 岸 費		17,135,613	
4 港 湾 費		8,182,945	

	5 都 市 計 画 費	3,834,345	
	6 住 宅 費	2,999,792	
9 警 察 費		36,698,538	
	1 警 察 管 理 費	34,095,989	
	2 警 察 活 動 費	2,602,549	
10 教 育 費		127,436,345	
	1 教 育 総 務 費	13,869,246	
	2 小 学 校 費	38,168,918	
	3 中 学 校 費	23,859,338	
	4 高 等 学 校 費	23,733,473	
	7 特 別 支 援 学 校 費	13,801,883	
	8 社 会 教 育 費	1,433,292	
	9 保 健 体 育 費	692,653	
	10 大 学 費	2,139,425	
	11 学 事 費	9,738,117	

11 災 害 復 旧 費		6,334,527	
	1 農林水産施設災害復旧費	1,554,118	
	2 土木施設災害復旧費	4,620,409	
	4 学校施設等災害復旧費	160,000	
12 公 債 費		86,281,670	
	1 公 債 費	86,281,670	
13 諸 支 出 金		110,110,000	
	1 地方消費税清算金	70,345,000	
	2 利子割交付金	128,000	
	3 配当割交付金	1,168,000	
	4 株式等譲渡所得割交付金	763,000	
	5 法人事業税交付金	3,140,000	
	6 地方消費税交付金	33,718,000	
	7 ゴルフ場利用税交付金	330,000	
	10 環境性能割交付金	516,000	

	11 利 子 割 精 算 金	2,000	
14 予 備 費		200,000	
	1 予 備 費	200,000	
歳 出 合 計		794,013,272	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和5年度から 令和25年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和5年度から 令和25年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
3 公害防止施設整備資金に対する利子補給	令和5年度から 令和14年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。
4 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	令和5年度から 令和14年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
5 省・創・蓄エネ施設整備資金に対する利子補給	令和5年度から 令和14年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
6 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和5年度から 令和20年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
7 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	令和5年度から 令和20年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限度とする額とする。

8 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和5年度から 令和20年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和5年度から 令和16年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
10 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	令和5年度から 令和20年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
11 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和5年度から 令和30年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
12 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	令和5年度から 令和35年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、29,897千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
13 生活福祉資金に対する利子補給	令和5年度から 令和13年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。
14 漁業経営高度化促進支援資金（取組促進資金）の融通に係る利子補給	令和5年度から 令和15年度まで	(1) 令和5年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
15 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和5年度から 令和12年度まで	(1) 令和5年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。

16 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	令和5年度から 令和51年度まで	<p>(1) 日本政策金融公庫が令和5年度に融資総額1,210千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息</p> <p>(2) 日本政策金融公庫が令和5年度に融資総額24,506千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息</p>
17 公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し森林整備事業費の貸付けを行った金融機関に対する損失補償	令和5年度から 令和26年度まで	金融機関が令和5年度に融資総額669,881千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合の元利金（遅延損害金を含む）及び遅延利息に相当する額。ただし、日本政策金融公庫が融資する場合は、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
18 公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し業務費の貸付けを行った金融機関等に対する損失補償	令和5年度から 令和16年度まで	<p>(1) 山口県信用農業協同組合連合会が令和5年度に融資総額30,000千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（信連が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には信連の指定する期日、その他最終償還期限の変更のあった場合にはその変更後の期日とする。）到来後3か月の期間満了の日において、なお信連が弁済を受けなかったとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額</p> <p>(2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会が令和5年度に融資総額60,500千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（協会が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には協会の指定する期日、その他最終償還期限の変更のあった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10か月の期間満了の日において、なお協会が弁済を受けなかったとき、その元金、遅延利息及び違約金に相当する金額</p>
19 小規模企業者等設備貸与事業資金に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和5年度から 令和15年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和5年度に150,000千円を限度として貸し付ける設備の額
20 漁業経営回復支援特別資金に係る全国漁業信用基金協会に対する損失補償	令和5年度から 令和7年度まで	全国漁業信用基金協会が令和5年度に300,000千円を限度として貸付けを行う漁業経営回復支援特別資金に係る債務保証により受ける損失の1/6に相当する額
21 新事業活動支援設備貸与事業に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和5年度から 令和15年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和5年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額

22 経営安定支援資金（経営安定資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和5年度から 令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営安定資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
23 経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和5年度から 令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
24 経営安定支援資金（原油価格・物価高騰対応資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和5年度から 令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（原油価格・物価高騰対応資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
25 経営安定支援資金（賃金引上げ・価格転嫁支援資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和5年度から 令和15年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（賃金引上げ・価格転嫁支援資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
26 経営安定支援資金（返済負担軽減借換等特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和5年度から 令和20年度まで	山口県信用保証協会が令和5年度に20,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（返済負担軽減借換等特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
27 国立大学法人山口大学医学部の医師養成増枠の入学者に対する貸付金	令和5年度から 令和11年度まで	72,000千円
28 国立大学法人山口大学医学部の令和5年度の臨時定員増に係る入学者に対する貸付金	令和5年度から 令和10年度まで	21,600千円
29 地域医療再生計画に基づく大学医学部の定員増に係る入学者に対する貸付金	令和5年度から 令和10年度まで	108,000千円

30 高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和5年度から 令和20年度まで	49,920千円
31 看護職員県内定着促進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和5年度から 令和14年度まで	7,200千円
32 地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和5年度から 令和10年度まで	10,080千円
33 東部地域岩国基地内大学就学支援事業に係るブリッジプログラム修了者に対する補助金	令和5年度から 令和6年度まで	2,500千円
34 県庁舎防災設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	198,089千円
35 周南総合庁舎中央監視設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	248,494千円
36 シンフォニア岩国舞台機構設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	198,000千円
37 県議会棟昇降機設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	144,282千円

38 県議会棟防災設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	67,600千円
39 施設予約システムの構築等に係る業務委託等の年度を越える事業を一括契約すること。	令和5年度から 令和10年度まで	39,595千円
40 予算編成システム機器更新事業の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	114,551千円
41 防災行政無線再整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和7年度まで	3,998,800千円
42 県立宇部総合支援学校太陽光発電設備設置事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	25,123千円
43 委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和5年度から 令和7年度まで	208,286千円
44 東部地域産業振興センター整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	173,598千円
45 農林業の知と技の拠点整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	650,090千円

46 県営かんがい排水改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (畑Ⅱ期地区ダム)	令和5年度から 令和6年度まで	190,000千円
47 〃 (阿惣地区ダム)	令和5年度から 令和6年度まで	180,000千円
48 〃 (有宗地区ダム)	令和5年度から 令和6年度まで	180,000千円
49 〃 (江崎地区排水機)	令和5年度から 令和6年度まで	190,000千円
50 〃 (沖開作地区排水機)	令和5年度から 令和7年度まで	290,000千円
51 経営体育成基盤整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (王喜東地区ほ場整備)	令和5年度から 令和6年度まで	260,000千円
52 〃 (伊佐中央地区ほ場整備)	令和5年度から 令和7年度まで	130,000千円
53 〃 (余田南地区用水施設整備)	令和5年度から 令和7年度まで	132,000千円

54 〃 (奈古地区ほ場整備)	令和5年度から 令和7年度まで	190,000千円
55 〃 (王喜宇津井地区ほ場整備)	令和5年度から 令和7年度まで	230,000千円
56 県営老朽ため池整備事業 の年度を越える工事を一括 契約すること。 (大堤地区)	令和5年度から 令和7年度まで	170,000千円
57 〃 (鳶ヶ栖地区)	令和5年度から 令和7年度まで	190,000千円
58 〃 (西ノ浴新堤地区)	令和5年度から 令和7年度まで	190,000千円
59 〃 (中内地区)	令和5年度から 令和7年度まで	300,000千円
60 車両整備事業の年度を越 える動産の買入れを一括契 約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	37,180千円
61 道路改良事業の年度を越 える工事を一括契約するこ と。 (県道橋東和線地家室(2)ト ンネル)	令和5年度から 令和6年度まで	1,400,000千円

62	〃 (県道油田港線)	令和5年度から 令和6年度まで	200,000千円
63	〃 (国道491号第3高架橋上 部工)	令和5年度から 令和8年度まで	987,000千円
64	防衛施設周辺道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道蜂ヶ峯公園線)	令和5年度から 令和6年度まで	296,940千円
65	橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道宇部防府線周防大橋)	令和5年度から 令和6年度まで	180,000千円
66	広域河川改修事業の年度を越える工事について国土交通省と協定すること。 (有帆川)	令和5年度から 令和6年度まで	88,200千円
67	広域河川改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (阿武川)	令和5年度から 令和6年度まで	315,000千円
68	河川工作物関連応急対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (土穂石川排水機場)	令和5年度から 令和6年度まで	199,500千円
69	海岸防災事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港)	令和5年度から 令和6年度まで	157,500千円

70 県営住宅建設事業等の年度を越える工事を一括契約すること。 (中高層耐火構造)	令和5年度から 令和7年度まで	1,082,549千円
71 交通法令違反情報管理システム更新事業の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	105,874千円
72 警察施設照明器具LED化改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	197,459千円
73 生体認証用機器の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	194,576千円
74 運転免許データレプリカサーバの年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	140,460千円
75 運転免許データ移行に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	73,667千円
76 運転免許申請受付システムの年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	255,686千円
77 運転免許証追記システムの年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	26,331千円

78 運転免許業務用端末の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	23,696千円
79 運転免許試験システムの年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	10,491千円
80 運転免許業務用プリンタの年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和11年度まで	8,376千円
81 統合型校務支援システム更新事業の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から 令和10年度まで	399,850千円
82 県立山口農業高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	187,433千円
83 県立下関西高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	134,083千円
84 県立大津緑洋高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	94,459千円
85 県立下関中等教育学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	50,014千円

86 県立宇部総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	850,095千円
87 県立豊浦総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和7年度まで	2,812,349千円

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等維持管理事業	226,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
障害者自立支援対策事業	69,000			
老人福祉施設整備事業	168,000			
児童福祉施設整備事業	18,000			
環境推進事業	23,000			
畜犬指導事業	28,000			
県営かんがい排水改良事業	179,000			
広域営農団地農道整備事業	191,000			
基幹農道整備事業	106,000			
経営体育成基盤整備事業	505,000			
県営中山間地域総合整備事業	98,000			
団体営土地改良事業	4,000			
基盤整備促進事業	5,000			
ふるさと農道緊急整備事業	89,000			
県営老朽ため池整備事業	472,000			
団体営農地防災事業	7,000			
地すべり対策事業(農林)	54,000			
県営海岸保全施設整備事業	78,000			

湛 水 防 除 事 業	16,000			
国営農地再編整備事業負担金	131,000			
広域基幹林道開設事業	90,000			
ふるさと林道緊急整備事業	78,000			
一般治山事業	795,000			
保安林改良事業	29,000			
林地荒廃防止事業	6,000			
小規模治山事業	35,000			
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	225,000			
漁港漁場機能高度化事業	70,000			
漁港海岸保全施設整備事業	110,000			
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	123,000			
農林総合技術センター運営事業	633,000			
舗装補修事業	81,000			
道路災害防除事業	504,000			
単独道路舗装事業	494,000			
単独道路災害防除事業	219,000			
単独路側整備事業	296,000			
道路改良事業	1,860,000			
過疎地域市町道代行事業	37,000			
単独道路改良事業	3,024,000			

道路直轄事業負担金	4,238,000			
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	392,000			
単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	788,000			
橋りょう補修事業	2,878,000			
単独橋りょう補修事業	9,000			
広域河川改修事業	857,000			
河川情報基盤緊急整備事業	131,000			
周防高潮対策事業	316,000			
河川工作物関連応急対策事業	113,000			
河川災害関連事業	267,000			
単独河川改修事業	1,264,000			
自然災害防止事業(河川)	146,000			
河川直轄事業負担金	180,000			
錦川総合開発事業	295,000			
深川川総合開発事業	534,000			
ダム建設実施調査事業	367,000			
堰堤改良事業	91,000			
堰堤修繕事業	172,000			
高潮対策事業	182,000			
侵食対策事業	28,000			
自然災害防止事業(海岸)	19,000			

通常砂防事業	1,362,000		
災害関連緊急砂防事業	34,000		
地すべり対策事業(建設)	195,000		
災害関連緊急地すべり対策事業	73,000		
急傾斜地崩壊対策事業	681,000		
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	115,000		
砂防災害関連事業	99,000		
単独砂防改良事業	60,000		
自然災害防止事業(砂防)	402,000		
港湾改修事業	202,000		
港湾既存施設有効活用促進事業	215,000		
港湾環境整備事業	12,000		
港湾直轄事業負担金	2,862,000		
単独港湾改修事業	37,000		
海岸防災事業	591,000		
都市計画街路整備事業	426,000		
単独都市計画街路整備事業	538,000		
都市公園整備事業	139,000		
単独都市公園整備事業	34,000		
公営住宅建設事業	657,000		
過疎地域下水道代行事業	82,000		

防 府 警 察 署 建 設 事 業	54,000			
駐 在 所 等 改 築 事 業	87,000			
營 繕 事 業	34,000			
交 通 事 故 防 止 施 設 綜 合 整 備 事 業	382,000			
一 般 管 理 事 業	109,000			
校 舍 改 築 事 業	63,000			
大 規 模 改 造 事 業	588,000			
施 設 改 造 事 業	80,000			
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業	1,218,000			
県 立 大 学 整 備 事 業	756,000			
私 立 高 校 等 施 設 整 備 事 業	12,000			
土 木 過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	344,000			
土 木 過 年 単 独 災 害 復 旧 事 業	27,000			
土 木 現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	1,094,000			
土 木 現 年 単 独 災 害 復 旧 事 業	70,000			
補 助 港 湾 災 害 復 旧 事 業	124,000			
県 立 学 校 施 設 災 害 復 旧 事 業	60,000			
治 山 施 設 災 害 復 旧 事 業	2,000			
県 有 施 設 災 害 復 旧 事 業	100,000			
臨 時 財 政 対 策 債	3,889,000			

計	42,352,000			

議案第 2 号

令和 5 年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 5 年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,085千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		230	
	1 他 会 計 繰 入 金	230	
2 繰 越 金		23,586	
	1 繰 越 金	23,586	
3 諸 収 入		39,269	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	39,269	
歳 入 合 計		63,085	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 母子父子寡婦福祉資金		63,085	
	1 母子父子寡婦福祉資金	63,085	
歲 出 合 計		63,085	

議案第3号

令和5年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和5年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,138,535千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		172,394	
	1 他 会 計 繰 入 金	172,394	
3 繰 越 金		39,253	
	1 繰 越 金	39,253	
4 諸 収 入		851,888	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	807,876	
	2 雑 入	44,012	
5 県 債		75,000	
	1 県 債	75,000	
歳 入 合 計		1,138,535	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 中小企業近代化資金		1,138,535	
	1 中小企業設備近代化資金	442,425	
	2 中小企業高度化資金	696,110	
歲 出 合 計		1,138,535	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

議案第4号

令和5年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和5年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ404,971千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		14,850	
	1 負担金	14,850	
2 使用料及び手数料		91,127	
	1 使用料	91,127	
5 繰入金		200,086	
	1 他会計繰入金	200,086	
6 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
7 諸収入		98,907	
	1 延滞金	1	
	3 雑入	98,906	
歳 入 合 計		404,971	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 下関漁港地方卸売市場費		404,971	
	2 市場管理費	404,971	
歳 出 合 計		404,971	

議案第5号

令和5年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和5年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		119,199	
	1 繰 越 金	119,199	
4 諸 収 入		3,002	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,000	
	2 雑 入	2	
歳 入 合 計		122,201	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 林業・木材産業改善資金		122,201	
	1 林業・木材産業改善資金	122,201	
歳 出 合 計		122,201	

議案第6号

令和5年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,397千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		97,470	
	1 繰 越 金	97,470	
4 諸 収 入		3,927	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,927	
歳 入 合 計		101,397	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 沿岸漁業改善資金		101,397	
	1 沿岸漁業改善資金	101,397	
歲 出 合 計		101,397	

議案第7号

令和5年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

令和5年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,871,761千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 事 業 収 入		3,871,232	
	1 事 業 収 入	3,871,232	
2 繰 入 金		528	
	1 他 会 計 繰 入 金	528	
3 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		3,871,761	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 当せん金付証票発売事業費		3,871,761	
	1 発 売 諸 費	528	
	2 繰 出 金	3,871,233	
歳 出 合 計		3,871,761	

議案第8号

令和5年度収入証紙特別会計予算

令和5年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,883,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 証 紙 収 入		3,883,083	
	1 証 紙 収 入	3,883,083	
2 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		3,883,084	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 線 出 金		3,883,084	
	1 線 出 金	3,883,084	
歲 出 合 計		3,883,084	

議案第9号

令和5年度土地取得事業特別会計予算

令和5年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,841千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 財 産 収 入		86,840	
	1 財 産 運 用 収 入	1,006	
	2 財 産 売 払 収 入	85,834	
4 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		86,841	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 土地取得事業費		86,841	
	3 産業団地管理費	77,227	
	4 分譲宅地管理費	9,614	
歳 出 合 計		86,841	

議案第10号

令和5年度公債管理特別会計予算

令和5年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,426,619千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		86,037,515	
	1 他 会 計 繰 入 金	86,037,515	
2 県 債		39,389,104	
	1 県 債	39,389,104	
歳 入 合 計		125,426,619	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		125,426,619	
	1 公 債 費	125,426,619	
歲 出 合 計		125,426,619	

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	39,389,104	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第11号

令和5年度港湾整備事業特別会計予算

令和5年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,934,685千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 使用料及び手数料		1,515,422	
	1 使用料	1,515,422	
2 寄付金		533,091	
	1 寄付金	533,091	
3 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
4 諸収入		114,171	
	1 雑収入	114,171	
5 県債		1,772,000	
	1 県債	1,772,000	
歳 入 合 計		3,934,685	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 港 灣 整 備 事 業 費		3,934,685	
	1 港 灣 費	3,934,685	
歲 出 合 計		3,934,685	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	1,772,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第12号

令和5年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和5年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,325,641千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		298,204	
	1 負担金	298,204	
2 諸 収入		896,637	
	1 貸付金元利収入	896,637	
3 県 債		1,130,800	
	1 県 債	1,130,800	
歳 入 合 計		2,325,641	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 県立病院機構費		2,325,641	
	1 県立病院機構費	2,325,641	
歳 出 合 計		2,325,641	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	1,130,800	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第13号

令和5年度就農支援資金特別会計予算

令和5年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,736千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		523	
	1 他 会 計 繰 入 金	523	
3 繰 越 金		3,074	
	1 繰 越 金	3,074	
4 諸 収 入		12,139	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	12,137	
	2 雑 入	2	
歳 入 合 計		15,736	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 就 農 支 援 資 金		15,736	
	1 就 農 支 援 資 金	15,736	
歲 出 合 計		15,736	

議案第14号

令和5年度国民健康保険特別会計予算

令和5年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,341,229千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		35,695,877	
	1 負担金	35,695,877	
2 国庫支出金		34,437,927	
	1 国庫負担金	22,812,983	
	2 国庫補助金	11,624,944	
4 前期高齢者交付金		58,272,920	
	1 前期高齢者交付金	58,272,920	
5 共同事業交付金		287,700	
	1 共同事業交付金	287,700	
6 財産収入		72	
	1 財産運用収入	72	
8 繰入金		7,662,966	

	1 他 会 計 繰 入 金	7,314,857	
	2 基 金 繰 入 金	348,109	
9 繰 越 金		1,978,295	
	1 繰 越 金	1,978,295	
10 諸 収 入		5,472	
	5 雑 入	5,472	
歳 入 合 計		138,341,229	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 総 務 費		36,902	
	1 総 務 管 理 費	36,522	
	2 運 営 協 議 会 費	380	
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		113,152,536	
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	113,152,536	
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		17,385,376	
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	17,385,376	
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		28,410	
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	28,410	
5 介 護 納 付 金		4,995,750	
	1 介 護 納 付 金	4,995,750	
6 病 床 転 換 支 援 金 等		107	
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	107	

7 共 同 事 業 拠 出 金		287,822	
	1 共 同 事 業 拠 出 金	287,822	
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		295,487	
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	295,487	
9 保 健 事 業 費		175,000	
	1 保 健 事 業 費	175,000	
10 基 金 積 立 金		72	
	1 基 金 積 立 金	72	
12 諸 支 出 金		1,981,031	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,981,031	
13 繰 出 金		2,736	
	1 繰 出 金	2,736	
歳 出 合 計		138,341,229	

議案第15号

令和5年度産業団地整備事業特別会計予算

令和5年度山口県の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		27,263	
	1 負担 金	27,263	
3 繰 入 金		444	
	1 他 会 計 繰 入 金	444	
6 県 債		233,000	
	1 県 債	233,000	
歳 入 合 計		260,707	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 産業団地整備事業費		260,707	
	1 産業団地整備事業費	260,707	
歳 出 合 計		260,707	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
産 業 団 地 整 備 事 業	233,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第16号

令和5年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------|
| (1) 年間総販売電力量 | 153,639,000 KWH | |
| (2) 主要な建設事業 | 平瀬発電所建設事業費 | 85,000千円 |
| | 小水力発電所建設事業費 | 481,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	1,829,841千円
第1項 営業収益	1,789,574千円
第2項 附帯事業収益	26,657千円
第3項 財務収益	299千円
第4項 事業外収益	13,308千円
第5項 特別利益	3千円
支 出	
第2款 電気事業費用	1,650,291千円

第1項 営業費用	1,561,341千円
第2項 附帯事業費用	54,181千円
第3項 財務費用	635千円
第4項 事業外費用	31,131千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第3款 資本的収入	1,102,322千円
第3項 資本剰余金	1千円
第4項 固定資産収入	1,100,001千円
第5項 雑収入	2,320千円

支 出

第4款 資本的支出	898,426千円
第1項 建設費	566,000千円
第2項 改良費	308,904千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	20,421千円
第6項 補助金返還金	100千円
第8項 予備費	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小水力発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	32,600千円
佐波川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和9年度まで	2,500,000千円
徳山発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和8年度まで	500,000千円
木屋川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	37,738千円
木屋川発電所改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	346,000千円
新阿武川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	25,601千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 426,703千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第17号

令和5年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 $571,718,000\text{m}^3$

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 $7,091,103$ 千円

第1項 営業収益 $6,595,549$ 千円

第2項 営業外収益 $495,551$ 千円

第5項 特別利益 3 千円

支 出

第2款 工業用水道事業費用 $6,710,425$ 千円

第1項 営業費用 $6,512,774$ 千円

第2項 営業外費用 $187,648$ 千円

第5項 特別損失 3 千円

第6項 予備費 $10,000$ 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,082,593千円は、過年度分損益勘定留保資金2,778,681千円及び当年度資本的収支調整額303,912千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入	1,879,724千円
第1項 企業債	1,090,000千円
第4項 資本剰余金	524,601千円
第5項 固定資産収入	5,435千円
第6項 雑収入	259,688千円

支 出

第4款 資本的支出	4,962,317千円
第2項 改良費	3,798,824千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	1,151,974千円
第6項 補助金返還金	1,518千円
第7項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和5年度から 令和6年度まで	11,767千円
小瀬川第2期工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事1工区)	令和5年度から 令和6年度まで	32,598千円
小瀬川第2期工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事2工区)	令和5年度から 令和6年度まで	37,293千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和5年度から 令和6年度まで	169,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和5年度から 令和6年度まで	50,000千円
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和5年度から 令和6年度まで	26,000千円
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和5年度から 令和6年度まで	358,871千円

末武川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和5年度から 令和6年度まで	13,750千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和5年度から 令和6年度まで	11,504千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和5年度から 令和6年度まで	70,699千円	
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和5年度から 令和6年度まで	66,247千円	
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和5年度から 令和7年度まで	416,422千円	
厚東川工業用水道修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	121,608千円	
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事1工区)	令和5年度から 令和6年度まで	40,022千円	
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事2工区)	令和5年度から 令和6年度まで	17,327千円	
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事3工区)	令和5年度から 令和6年度まで	16,679千円	

木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管二条化工事)	令和5年度から 令和7年度まで	1,080,000千円
西部利水事務所計装設備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から 令和6年度まで	800,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 50,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
富田夜市川工業用水道改良資金	20,000			
佐波川工業用水道改良資金	180,000			
厚東川工業用水道改良資金	280,000			
厚狭川工業用水道改良資金	60,000			
木屋川工業用水道改良資金	500,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 719,431千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第18号

令和5年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|--------------------------|-----------|--|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 | | |
| (2) 年間総処理水量 | 11,818,068m ³ | | |
| (3) 1日平均処理水量 | 32,378m ³ | | |
| (4) 主要な建設改良事業 | 周南流域下水道整備事業費 | 124,000千円 | |
| | 田布施川流域下水道整備事業費 | 93,000千円 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|---------------|-------------|
| 第1款 流域下水道事業収益 | 1,838,937千円 |
| 第1項 営業収益 | 914,535千円 |
| 第2項 営業外収益 | 924,402千円 |

支 出

- | | |
|---------------|-------------|
| 第2款 流域下水道事業費用 | 1,838,937千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,801,250千円 |

第2項 営業外費用 37,687千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第3款 資本的収入 536,464千円

第1項 企業債 123,600千円

第2項 国庫支出金 139,000千円

第3項 負担金 273,864千円

支 出

第4款 資本的支出 536,464千円

第1項 建設改良費 228,420千円

第2項 固定資産購入費 6,360千円

第3項 償還金 301,684千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備及び機械設備工事)	令和5年度から 令和7年度まで	1,480,500千円

周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備工事)	令和5年度から 令和6年度まで	63,000千円
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備及び機械設備工事)	令和5年度から 令和6年度まで	422,100千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 123,600	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦 30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 38,708千円

令和5年2月20日提出

山口県知事 村岡嗣政